

さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事实施要領

1 目的

本要領は、営繕工事における週休2日モデル工事（以下「モデル工事」）を実施するための必要な事項を定め、建設現場における週休2日の推進に向けた課題を把握することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通じて現場が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3 対象工事

モデル工事は原則全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事はモデル工事としないことも可能とする。

- ・ 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事
- ・ 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
- ・ 上記に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

なお、対象工事については入札公告及び設計図書にモデル工事である旨を明記する。

4 積算方法等

(1) 補正方法

モデル工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上

（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

② 4週7休以上4週8休未満

（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

③ 4週6休以上4週7休未満

（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、さいたま市建設工事請負契約基準約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないものについては、請負代金のうち労務費補正分を減額変更する。

5 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手日前

(ア) 対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

イ 工事着手日後

(ア) 受注者は、様式2を参考とし、現場閉所（現場休息）予定日が確認できる月間工程表を発注者へ提出する。

この月間工程表の提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

(イ) 現場閉所（現場休息）予定日に変更がある場合は、事前に監督職員に通知する。

(ウ) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため、現場閉

所(現場休息)予定日が記載された月間工程表に現場閉所(現場休息)日を記載し、前月の実績を当月の5日までに監督職員に提出する。

(エ) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)日及び現場閉所(現場休息)率が記載された月間工程表により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)日数及び現場閉所(現場休息)率を確認する。

ウ その他留意事項

(ア) 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(イ) 監督職員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

(ウ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。

(エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

(オ) 月間工程表(様式2)については、記載内容が同じであれば他の様式を使用できることとする。

(2) 工期延長

週休2日を理由とした工期延長は認めない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。